

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター安全衛生管理規程

平成19年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の安全衛生管理に関する基本的な事項を定めることにより、役職員等の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 役職員等 役員及び職員(非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。)をいう。
- (2) 事業場 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター組織規程(以下「組織規程」という。)第3条に規定する事務所をいう。
- (3) 事業の統括管理者 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第19条第2項第1号に係る事業場においてその事業の実施を総括管理するもの又はこれに準ずる者

(労働安全衛生法等との関係)

第3条 事業場における安全衛生管理については、法その他安全衛生管理に関する法令(以下「関係法令等」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(役職員の責務)

第4条 理事長、理事その他安全衛生推進に係る業務を行う者は、法及び関係法令等で定める労働災害の防止のための基準を守るとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 職員は、労働災害を防止するために必要な事項を守るほか、前項の規定に基づき、理事長、理事その他安全衛生推進に係る業務を行う者が講ずる措置に従わなければならない。

(安全衛生推進者)

第5条 事業場に、法第12条の2の規定により安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、次の表の左欄に掲げる事業場ごとに右欄に掲げる者とする。

事業場	安全衛生推進者
総務部、企画・連携推進部及び電子・有機素材研究所	電子・有機素材研究所長
機械素材研究所	機械素材研究所長
食品開発研究所	食品開発研究所長

3 安全衛生推進者は、次に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 役職員等の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 役職員等の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 事業場内の安全衛生に関する定期的な点検調査と改善措置に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生推進に関し必要な業務に関すること。

(産業医)

第6条 センターに産業医を置く。

- 2 産業医の業務は、法第13条の定めるところによる。
- 3 産業医の委嘱は、理事長が行う。

(作業主任者)

第7条 法第14条に規定する作業を行う事業場に作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、関係法令で定める資格を有する者のうちから、理事長が指名する。
- 3 作業主任者は、安全衛生推進者の命を受けて、関係法令等で定める事項を行う。

(安全衛生委員会)

第8条 センターに安全衛生委員会を置く。

- 2 安全衛生委員会は、各事業場における安全衛生管理に関する事項について調査審議するとともに、必要に応じて関係職員の意見を聴くものとする。
- 3 安全衛生委員会は、事業の統括管理者、安全衛生推進者、産業医、保健師、職員のうち安全に関し経験を有する者及び職員のうち衛生に関し経験を有する者をもって構成するものとし、委員の指名は、理事長が行う。
- 4 安全衛生委員会に委員長を置き、理事長が委員長を指名する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

5 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(労働災害防止措置)

第9条 安全衛生推進者は、当該事業場における危険を防止するため、法第10条第1項各号の規定により必要な措置を講じなければならない。

2 安全衛生推進者は、当該事業場における健康障害を防止するため、法第22条の規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

3 安全衛生推進者は、法第23条の規定に基づき、役職員等の健康保持に必要な措置を講じなければならない。

(作業環境測定)

第10条 安全衛生推進者は、当該事業場において、関係法令等で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しなければならない。

(巡視)

第11条 安全衛生推進者は、当該事業場を定期的に巡視し、設備、作業方法等に危険又は健康障害のおそれがあるときは、その危険又は健康障害を防止するために必要な措置を直ちに講じなければならない。

(異常時の措置)

第12条 事故若しくは災害の発生又は発生するおそれのある事態を発見した者は、適切な措置を取るとともに、事故若しくは災害の発生した、又は発生するおそれのある事業場の安全衛生推進者に速やかに報告しなければならない。

2 安全衛生推進者は、前項の報告を受けたときは、関係機関と連携し現場への立入禁止、機器類の使用停止など臨機の措置を実施するとともに、原因の調査と再発防止のための措置を直ちに講じなければならない。

3 安全衛生推進者は、前項に規定する場合において、当該報告の内容が事故、災害による死亡者、負傷者又は疾病の発生であるときは、その状況に応じて必要な措置を講じるとともに、速やかに理事長に報告しなければならない。

4 安全衛生推進者は、当該事業場において役職員等が労働災害その他業務中における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、当該事業場の所轄の労働基準監督署に報告しなければならない。

(安全衛生教育)

第13条 安全衛生推進者は、法第59条の規定に基づき、役職員に対し、その従事する職務に関する安全又は衛生のための教育を行うものとする。

(就業制限)

第14条 安全衛生推進者は、法第61条の規定に基づき、関係法令等で定める業務については、免許を受けた者又は技能講習を修了した者その他関係法令等で定める資格を有する者でなければ、従事させてはならない。

(健康診断)

第15条 安全衛生推進者は、法及び関係法令等に定めるところにより、当該事業場で業務に従事する役職員に対し、医師による健康診断を行わなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第16条 安全衛生推進者は、法第66条の10及び関係法令に定めるところにより、当該事業場で業務に従事する役職員に対し、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査等を行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの安全衛生管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。